

審 議 経 過

No. 1

1 開会

進行：子育て支援課保育係長

2 辞令交付

新規委員の紹介

3 あいさつ

子育て支援課長あいさつ

4 議事

(1) 伊万里市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について 事務局説明（資料1、2）

質疑なし

(2) 「子どもの貧困対策計画」について 事務局説明（資料3-1、3-2）

(委員)

計画4ページ目において、2020年度の伊万里市保護率が13.1%、佐賀県保護率が9.6%、伊万里市が非常に高い状況となっている。伊万里市保護率が13.1%というのは、これは市全体の保護率なのか、それとも子育て世帯のみの保護率なのか。

(事務局)

子育て世帯のみではなく、市全体の保護率である。

(委員)

なぜ聞いたかというのと、子育て家庭で若い人の保護申請を過去に何回かしているが、話をきちんと聞いてもらえるような状況に一度も至っていない。そのような中で、子育て家庭がどのくらい保護を受けているのかというのが知りたいと思い質問をさせていただいた。

(委員)

計画7ページ目において、800～900万円の収入がありながら0.9%の貧困率があるということに対して、本当にそうなのかなという気がしている。この調査のなかで一つ疑問なのは、回答してもらえなかったところが約15%とかなり高い数字である。この家庭のなかでかなり多くの貧困家庭が含まれている可能性が高いと思っている。それについてはどう考えたのか。

(事務局)

今回回答していただけなかった世帯のなかに貧困世帯が含まれていること、答えたくない家庭もあるだろうというような想定はあるが、こちらとしては答えていただいた方の中からどういった施策をやっていくのかという傾向をみて考えていくしかない。答えていただいた中でアンケートの分析をまず行って、それ以外でも窓口の相談状況なども勘案しながらではある。回答していただけなかった部分を推測してこうだろうというふうに上乘せすることはできない。

(委員)

ということは、このアンケート結果のなかに実態が全然でてきていないということである。私が受け持っている貧困家庭の保護者たちに答えなかった理由を聞いてみたところ、恥ずかしくて答えられないということであった。

(委員)

計画4ページ目の生活保護世帯の状況が1000分の1で表されているのが非常にわかりづらいと思った。また、子ども関係の冊子のなかに生活保護世帯の状況が入っていると、どうしても子育て世帯の生活保護世帯の状況のようにみえてわかりづらいと思った。これはあくまで案なので、もう少し表現を変えてわかりやすくして頂ければと思うのと、これは単純に100分の1で表すことはできないものか。計画5ページ目に就学援助認定の状況が100分の1で表されているので、ぱっと見たときに保護率は13.1で、就学援助認定は10.8なので、保護率に比べて就学援助認定率は低いのかなという見方をしたが、1000分の1と100分の1なので単純にそういう話ではないと思う。なので、これは1000分の1でしか表せないものなのか。

(事務局)

生活保護世帯の分は保護係、就学援助の分は学校教育課から提供してもらった数字であり、100分の1で表せないかということは今この場でお答えすることはできない。また、子どもがいる世帯を掲載することについては、世帯数がわかるかどうかを保護係の方に確認をしてみる。

(委員)

生活保護世帯の状況が全体であるのは構わないが、子育て世帯に限らず本市全体の保護率であることをもう少しわかりやすく表示していただきたい。

(事務局)

ここの“本市における”という表現がわかりづらいため、表現をわかりやすいように変えたいと思う。

(事務局)

生活保護の状況については、1000分の1を100分の1表示ができないものなのか、それから表現の仕方として例えば18歳以下の子どもを抱える子育て世帯の生活保護率というものが出せないものかどうかの確認をして、もし出せないということであれば文章中でその旨お断りをさせていただきたいと思う。

(委員)

今も変わらなければ、生活保護の分類は、高齢者世帯、傷病世帯、母子世帯、いわゆるひとり親世帯、その他の4区分なので、そこをもうちょっと抽出できれば、より実態に即したものになるのではないかと思う。

(委員)

計画6ページ目の(2)本調査における貧困世帯の定義についてお伺いしたい。この貧困世帯がa+bと記載されており、相対的低所得層と生活困窮世帯に分かれているが、相対的低所得層の中には生活困窮世帯の方も一部含まれていると思う。それは相対的低所得層の方を除いて、そのラインより上だけれども生活困窮世帯に該当するところに回答された方の人数という理解でよいか。

(事務局)

今おっしゃっていただいたとおりになる。生活困窮世帯に該当し、相対的低所得層に含まれていれば、そちらの方を優先して含めており、そこに含まれていない方で生活困窮を訴えるような回答をされている方を加えている。

(委員)

計画26ページの施策4の経済的支援だが、この養育費を受け取っているひとり親の割合が14.1%というのは前回の会議でもものすごく問題であると感じた。今回もいろいろ意見が出たと思うが、例えば相談体制の強化のなかで、離婚してしまってから養育費の取り決めをするのは難しいので、できれば離婚される前とか、離婚届をとりに来られたときに何かしらのアプローチができないかという話をしたと思うが、そういったところも含めてこの支援なのかというところをお伺いしたい。

(事務局)

前回の会議でご意見いただいた、離婚届をとりに来られたときに案内をどういう形でできるかなど、離婚前それから離婚後も制度の周知を含めた形で相談体制の強化として考えている。

(委員)

養育費を受け取っている人の割合ということで、取り決めをしても貰えない人、この数がどの程度あるのかということも、よろしければ教えていただきたい。

(事務局)

計画8ページ目の一番下に養育費の取り決め状況があり、今回お答えいただいた調査の中でということになるが、取り決めをしているが受け取っていない割合は10.4%ということで約1割程度いらっしまったということになる。

(3) 医療的ケア児受入れに関するガイドラインについて
事務局説明（資料4）

(議長)

実際として、今のところは伊万里市内保育園において医療的ケア児はいません。ただ、1ヶ園で一時保育として医療的ケア児のお預かりを行っている状況がある。

(委員)

確認だが、1ページ目の児童福祉法の改正では“努めなければならない”という、できなかつたら仕方ないという表現で、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では“行わなければならない”というのは、これは市の方が行政で必ずしなければならないという法律に変わったという判断で、それに基づいてこの計画がなされたということで理解してよいか。

これまでだと、保護者から施設へ一対一でお願いされていたケースがあったかもしれないが、今後は市が責任もって間に入るということで理解してよいか。

(事務局)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、社会全体で支えることを旨としてということになっている。保育園に入園する場合も、障害支援サービスを受ける場合も、まずは市をとおしていただくことになるので、その意味で言えば、行政が必ず関わることになる。

ただ、法律のなかでは、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体相互の緊密な連携のもとに切れ目なく行わなければならないというように全文はなっている。資料では抜粋して記載しているため、行政が主体でという誤解を招く表現になってしまっているが、行政機関のみならず民間団体相互に緊密な連携のもとに行わなければならないというようになっている。

(4) 公立保育園の民営化について
事務局説明（資料5）

質疑なし

5 その他

(事務局)

第2回の開催時期について、先ほどご説明したように、12月か遅くとも1月頃までに第2回子ども・子育て会議を開催したいと考えている。

それから、子どもの貧困対策計画案についてご説明したが、資料の中身もかなり多く、今の時間だけでは意見を出尽くすのは難しかったかと思うので、よろしければ、明日以降でも構わないので子育て支援係までご意見等いただければと思う。時期としては8月中までお待ちできると思う。

6 閉会